

# 償却資産（固定資産税）申告の手引き

熊本県相良村

日々から村税につきましては、ご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。  
本書は、相良村内に事業用資産をお持ちの方が、償却資産の申告を行うための手引きとして作成されたものです。

毎年1月1日現在における償却資産の申告は、地方税法第383条の規定により義務付けられています。本書を参考の上、申告書の作成と提出をお願いいたします。

## 1 申告していただく方

個人や法人で事業を行っている方（事業には自営業、農業、太陽光発電事業、飲食業、不動産業も含みます）

## 2 申告していただく資産

毎年1月1日現在、相良村内に所在する事業用資産を1品でも所有していれば、申告が必要です（貸しているものも含みます）

## 3 申告の方法

「償却資産申告書（償却資産課税台帳）」と「種類別明細書」を下記まで提出（郵送可） ※法人税または所得税申告に添付する「固定資産台帳（償却資産の計算表）」の写しを添付してください

## 4 提出先・お問い合わせ先

熊本県相良村役場 税務課課税係 電話 0966-35-1031（課直通）

↓点線で切り取って送付の際にお使いください

〒868-8501  
熊本県相良村深水2500番地1  
相良村役場 税務課 宛  
【償却資産申告書 在中】



資産の増減が無  
くても、  
毎年申告が必  
要です！

## 1 償却資産（固定資産）の申告義務

償却資産の所有者は、毎年1月1日現在における償却資産について、その所在、種類、数量、取得時期、耐用年数、その他償却資産課税台帳の登録及び価格の決定に必要な事項を1月31日までに当該償却資産の所在する市町村長に申告しなければならないとされています。（地方税法第383条）

なお、正当な理由がなく申告をされない場合は、地方税法第386条及び相良村税条例第75条の規定により過料を科されることがあります。また、虚偽の申告をされますと地方税法第385条の規定により懲役または罰金刑に処されることがあります。

### ◎実地調査及び帳簿確認調査について

相良村では、地方税法第353条及び第408条の規定に基づき、実地調査及び帳簿確認調査を順次進めています。

所有されている償却資産について、税務課職員が事業所等に訪問したり、電話や文書にて帳簿（固定資産台帳等）の提出をお願いすることがありますので御協力をお願いいたします。

なお、未申告の資産があったり、申告内容に誤りがあった場合は、修正申告をお願いすることがあります。その場合の課税年度は、現年度だけでなく資産の取得年に応じて過年度にさかのぼって課税させていただくこともありますので、あらかじめご承知おきください。

## 2 償却資産とは

償却資産とは次のいずれにも該当する資産で、申告が必要です。

- ①事業の用に供することができる資産（土地・家屋を除きます）
- ②有形原価償却資産
- ③減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入される資産（事業用に供する簿外資産、償却済資産等も含みます）
- ④自動車税・軽自動車税の課税対象となる資産以外のもの
- ⑤取得価格が少額である資産その他の政令で定める資産以外のもの（以下「少額資産について」をお読みください）

【少額資産について】 次のいずれかは少額資産に該当し、申告不要です

- ①耐用年数1年未満の資産
- ②取得価格が10万円未満の資産で法人税法及び所得税法の規定により、一時に損金算入されたもの
- ③取得価格が20万円未満の資産で法人税法及び所得税法の規定により、3年間で一括して均等償却するもの
- ④ファイナンス・リース取引（平成20年4月1日以降契約締結のもの）に係るリース資産で取得価格が20万円未満のもの

### 【償却資産に該当しない資産】

次のうち償却資産に該当しないものは申告不要です

- ①無形減価償却資産（ソフトウェア、特許権等）
- ②自動車税、軽自動車税の課税対象となるもの
- ③生物（牛馬、果樹等。）ただし、観賞用・興行用の生物は償却資産になります
- ④棚卸資産（商品、製品、原材料等）
- ⑤繰延資産（開業費、試験研究費等）

## 3 償却資産の具体例

### （1）種類別の償却資産の例示

資産の種類		主な償却資産の例示
1	構築物	土地に定着しない簡易な建物 周壁等で外界と遮断されない建物
		土地に定着した土木設備
		建物付属設備
2	機械及び装置	農業用機械、太陽光発電設備、土木建設機械（クレーン等）、土木機械、ポンプ、モーター、工作機械、製造加工機械、印刷機械、厨房機器
3	船舶	釣舟、ボート
4	航空機	ヘリコプター、グライダー
5	車両及び運搬具	大型特殊自動車、運搬車、台車 (自動車税、軽自動車税の課税対象とならないもの)
6	工具・器具及び備品	農業用器具、パソコン、テレビ、ファクシミリ、冷蔵庫、冷凍庫、レジスター、壁掛け型ルームエアコン、複写機、洗濯機、事務机、応接セット、金庫、衝立、看板、陳列ケース、カラオケ等の音響機器、理美容機器、医療機器、測定工具

## (2) 業種別の主な償却資産の例示

業種等	対象となる主な償却資産の例示
共 通	壁掛け型ルームエアコン、パソコン、ファクシミリ、金庫、レジスター、タイムレコーダー、コピー機、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、アスファルト舗装、駐車場設備、外灯、外溝、門、看板、ネオンサイン物置、倉庫、フェンス、浄化槽設備、自家発電設備、受変電設備、LAN設備太陽光発電設備、蓄電池設備、中央監視装置、器具備品（ロッカー・キャビネット・事務机・イス・応接セット・間仕切り）福利厚生設備（寮、娯楽施設等）、内装・内部造作（テナントの場合）
農 業	農業用建物（ビニールハウス、倉庫、温室、堆肥舎等で土地に定着しておらず家屋として評価されていないもの）農業用機械（粉碎機、乾燥機、脱穀機、肥料散布機、管理機、草払い機等）農業用器具農耕作業用自動車（大型特殊自動車に限る）井戸、棚、コンテナ、給排水設備、ボイラー、防霜ファン、農機具（田植機、稻刈機、コンバイン、トラクター等 ※）※乗用型で最高速度時速 35 km/h 未満は、軽自動車税の対象となりますので、税務課にてナンバー登録してください
土木・建築業	大型特殊自動車、車輌系建設機械、発電機、測量器
製造業	製品製造設備、旋盤、梱包機、受変電設備、動力幹線設備、給排水設備
小売業	陳列ケース、照明設備、肉切り機、ひき肉機、冷蔵ストッカー、秤
理美容業	理美容椅子、消毒殺菌器、タオル蒸器、赤外線灯、洗面設備、パーマ器、湯沸器、ドライヤー
不動産賃貸業	屋外給排水、浄化槽、フェンス、外灯、側溝
飲食店	借用店舗の内部造作、カウンター、テーブル、椅子、カラオケ、各種設備（食堂、厨房、防火、照明等）
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ボイラー、ビニール梱包装置、ミシン
自動車修理業	旋盤、プレス、リフト、コンプレッサー、充電器、検査工具、構内舗装
宿泊業	各種設備（客室、厨房、洗濯、音響、防火、照明）、駐車場設備、構内舗装
ガソリンスタンド	計量器、リフト、充電器、地下タンク、構内舗装、洗車機、防火設備

## 4 太陽光発電設備について

太陽光発電設備は、自宅の屋根に設置する住宅用のものであっても、発電出力が10kw以上のものは償却資産として申告が必要です。

### (1) 申告対象

発電出力	10kw未満	10kw以上
個人（住宅用）	【申告対象外】 事業用資産に該当しない	<u>【申告対象】</u> 事業用資産に該当する
個人（事業用）及び法人	<u>【申告対象】</u> 事業用資産に該当する	<u>【申告対象】</u> 事業用資産に該当する

### (2) 儻却資産と家屋の区分

太陽光パネルの設置方法	太陽光発電設備						
	太陽光 パネル	架台	接続 ユニット	パワー コンディ ショナー	表示 ユニット	電力量計 等	
家屋に一体の建材（屋根材等）として設置	家屋 評価			<u>【申告対象】</u> 儻却資産			
架台に乗せて屋根に設置	<u>【申告対象】</u> 儻却資產						
家屋以外の場所に設置	<u>【申告対象】</u> 儻却資產 (フェンス、舗装、砂利なども国税申告等で減価償却する場合は 申告対象となります)						





## (2) 申告漏れが見受けられる資産

資産名	詳細
前年決算期から賦課期日までの間に増加・減少した資産	<u>申告後に判明した資産がある場合には修正申告をご提出ください</u>
簿外資産	帳簿に記載されていないが事業の用に供することができる資産がある場合は、申告対象となります
償却済資産	<u>すでに償却資産が終わり、残存価格のみが計上されている資産も申告の対象となります</u>
遊休・未稼働資産	1月1日現在、事業の用に供することを停止している資産（遊休資産）及び取得後まだ稼働していない資産（未稼働資産）については、いつでも事業のように供することができる状態にあるものであれば申告の対象となります
資本的支出	改良費のうち、資本的支出として資産計上したものは本体部とは別に新たな資産の取得として扱います
減価償却を行っていない資産	<u>赤字決算等のため減価償却を行っていない場合でも、本来減価償却が可能な資産であれば、申告の対象となります</u>
建設仮勘定の資産	建設仮勘定で経理されている資産であっても、その一部又は全部が1月1日までに完成し、事業の用に供されているものは、申告の対象となります
大型特殊自動車	フォークリフト、ショベルローダ、ロードローラ等の特殊構造を持つ自動車で、小型特殊自動車以外のものが申告の対象となります
法人税・所得税が課せられていない者が所有する資産	法人税又は所得税が課せられていない者が所有する資産であっても、地方税法の規定により償却資産に該当する資産は全て申告対象となります
具体的な申告漏れ資産	アスファルト舗装（駐車場・構内舗装等）、門、塀、側溝、看板、受変電設備、中央監視制御装置、屋外電気設備、厨房設備

## 7 課税標準の特例が適用される償却資産

地方税法第349条の3及び同法附則第15条等に規定する償却資産については、課税標準の特例が適用され、固定資産税が軽減されます。

### 【適用される償却資産の例（一部抜粋）】

根拠法令		特例対象資産	具体例	課税標準の特例割合	備考
条	項号				
法第349条の3の4	第2項	被災代替償却資産	令和2年7月豪雨により被災した償却資産の所有者が、代替資産を新たに取得・改良した場合	最初の4年度 1/2	【取得時期】 令和7年3月31日まで  【添付書類】 ・代替償却資産対照表 ・被災証明書など
	第36項	農業協同組合等共同利用機械	共同利用に供する機械及び装置	最初の3年度 1/2	【添付書類】 ・補助金交付決定書 ・資金の貸付を受けたことがわかる書類の写し
本法附則第15条	第45項	「先端設備等導入計画」に基づき導入した先端設備	中小企業者が「先端設備等導入計画」により導入された設備で次の①～③に該当するもの  ①年平均の投資利益率が5%以上となることが見込まれることについて、認定経営革新等支援機関の確認を受けた投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備であること  ②生産、販売等の用に直接供されるものであること  ③中古資産でないこと	最初の3年度 1/2 または 最初の5年度 1/3  ※賃上げ方針の有無により適用年度・特例割合が異なります	【取得時期】 令和7年3月31日まで  【添付書類】 ・先端設備導入計画に係る認定申請書および認定書の写し ・認定経営革新等支援機関による事前確認書の写し ・認定経営革新等支援機関が発行する投資計画に関する確認書の写し ・賃上げ方針を伴う計画を申請した場合、従業員へ賃上げ方針を表明したことの証する書面の写し

## 8 耐用年数の短縮等を適用した償却資産

耐用年数の短縮、増加償却、陳腐化資産の一時償却を適用した償却資産又は耐用年数の確認を受けた償却資産については、法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上の取り扱いに準じて評価額が算出されます

### 【国税との主な違い】

項目	国税の取り扱い (法人税法、所得税法)	地方税の取り扱い (固定資産税)
減価(償却)計算の期間	事業年度(決算期)	賦課期日(1月1日)
減価償却の方法	建物以外の一般の資産は、定率法・定額法の選択制度	定率法のみ
前年中の新規取得資産	月割償却	半年償却(1/2)
圧縮記帳の制度	認められます	認められません
特別償却・割増償却 (租税特別措置法)	認められます	認められません
青色申告書を提出する中小企業者等が租税特別措置法を適用して取得した30万円未満の減価償却資産	損金算入が認められます	課税対象となります

## 9 税額の算出方法

取得年月、取得価格及び耐用年数から、申告していただいた償却資産一品毎の評価額を旧定率法により算出します。(評価額は取得価格の5%が下限)

評価額が決定価格となり、決定価格がそのまま課税標準額となります(課税標準の特例の適用を受ける資産がある場合は適用の額)

税額は、合計課税標準額に1.4%を乗じた額となります(100円未満切り捨て)

合計課税標準額が150万円未満の場合は、免税となります